

# 評議員及び役員の報酬ならびに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人トーア・リ85周年記念財団（以下「この法人」という）の定款第14条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、役員のうち、この法人の主たる事務所に週3日以上勤務する者をいう
- 三 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- 四 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- 五 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 五 費用とは、職務の遂行に伴い発生する経費（交通費、宿泊費を含む旅費などの実費相当額）をいう。

## (報酬)

第3条 この法人の常勤役員の報酬は月額とし、その額は別表第1に基づき、理事会で決定する。

- 2 役員等（常勤役員を除く）に対する報酬は、年額報酬として別表第2の①の金額を支給し、都度報酬として別表第2の②の金額を支給する。
3. 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。
4. 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

## (旅費交通費)

第4条 この法人は、評議員及び役員に対し、職務の執行に伴う旅費交通費の実費相当額を支払うことができる。

(費用)

第5条 この法人は、評議員及び役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(報酬等の月割り計算)

第6条 新たに役員等に就任した者には、その月から第3条に規定する報酬を支給する。  
2 役員等が退任し、または解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、2025年2月3日より施行する。

＜別表＞

別表第1 常勤役員

月額報酬

代表理事	40万円までの範囲内
業務執行理事	35万円までの範囲内
理事	30万円までの範囲内

別表第2 役員等(常勤役員を除く)

① 年額報酬

理事	5万円
評議員	5万円
監事	40万円

② 都度報酬

理事会、評議員会へ出席(リモートによる出席を含む。書面による決議の場合を除く)した場合 1人一日あたり一律 2万円

但し、上記①・②ともトーア再保険株式会社の役員には支給しない。